

令和8年度（債務）委託第13号 中部浄化センター流動砂処分業務 仕様書

- 1 この業務委託は、中部浄化センターに設置された2号汚泥焼却炉（過給式流動燃焼システム）の熱媒体として使用した流動砂（珪砂5号）を入替えする際に排出された使用済み流動砂（産業廃棄物：燃え殻）を、受託者の所有する産業廃棄物処分場において、適正な処理を行い有効利用可能な資源物とするものである。
- 2 流動砂の処分に際しては、発生予定量（年間予定数量 80t）を滞り無く中間処理できる能力を保持し、漏洩・飛散等を生じさせない適切な方法を採ること。
- 3 受託者は、委託者が本業務に係る処分が行われる施設の状況及び当該廃棄物の処理状況の確認を行う際にはこれに協力すること。
- 4 流動砂の処分に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守すること。
- 5 契約金の支払いは、委託業務完了報告書及び計量証明書の交付されている計量器による数量が記載されたマニフェストD票による出来高検査後、本業務契約書に基づき月単位にて支払うものとする。
- 6 適正処理に必要な情報の提供
 - (1) 産業廃棄物の発生工程
過給式流動焼却炉の稼働における熱媒体として使用後、摩耗劣化したため排出された砂
 - (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
粒度 26～50 メッシュ、比重 1.5 g / mL 前後、含水率 0.1% 未満、粒状
荷姿：バラ
 - (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
無し
 - (4) 混合等により生ずる支障
無し
 - (5) 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
該当なし

(6) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

該当なし

(7) 委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

該当なし

(8) その他取扱いの注意事項

無し

【提出種類】

- ・ 産業廃棄物処分業許可証（燃え殻）の写し → 更新時及び変更時に提出
- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト） → 処分のつど提出（A票を除く）
- ・ 委託業務完了報告書 → 請求のつど月単位にて提出